

国保組合からお知らせ

◎70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化について

平成19年4月より、70歳未満の被保険者の入院に係る高額療養費について現物給付化し、一医療機関ごとの1ヶ月の窓口での支払を自己負担額にとどめることとなります。

ただし、現物給付化にあたっては、あらかじめ被保険者が保険者に申請して自己負担限度額に係る認定証を交付されている必要があります。

認定証発行を希望される被保険者は、認定証の発行申請書を当組合事務局まで、ご請求下さい。

また、この制度内容につきまして、ご質問・ご不明な点などございましたら、当組合事務局までお問い合わせ下さい。

認定証発行申請書の請求先、および制度の問い合わせ先
愛知県歯科医師国民健康保険組合
電話 052-962-9539

認定証の交付から高額療養費現物支給の流れ

